

青色回転灯と啓発看板の設置に対する助成金交付申請要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子供・女性対象の事件やその前兆事案の再発危険場所等に、青色回転灯と路上犯罪（痴漢、つきまとい等）への注意を促す啓発看板を合わせて設置することで、歩きスマホ等による無警戒の通行人に対し光で注意を呼びかけ、周囲への警戒、危険回避の措置など自ら身を守る防犯対策に結びつくことから、安全・安心なまちづくりを構築する施策の一環として助成するものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青色回転灯 ソーラーパネル充電式、人感センサー付で、接近する人等に反応して青色の光を放ち点滅回転する装置
- (2) 啓発看板 「路上犯罪に注意」と記載された夜間視認可能な蛍光板

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱により、助成金の交付を受けることができる者は、県内各地区の防犯自治会（協会）とし、申請者は同地区の防犯自治会（協会）長とする。

(助成の範囲及び助成金の額)

第4条 この要綱による助成の範囲は、申請者が要した青色回転灯・啓発看板の購入及び取付費の補助として機器1式につき3万円を上限とする。

2 助成額の合計が当該年度の助成枠を超えたときは、次年度に優先して交付することができる。

(交付申請)

第5条 申請者は、青色回転灯と啓発看板の設置に対する助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて公益社団法人滋賀県防犯協会（以下「県防犯協会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 青色回転灯・啓発看板を設置した場所がわかる位置図、その設置状況がわかる写真（設置場所周囲を含めた全体の様子を撮影したものと機器の設置状況を近接撮影したものの2種類）
- (2) 領収書（青色回転灯・啓発看板の購入・設置完了日、数量、価格及び申請者の氏名並びに販売店名が記載されているもの）の写し
- (3) 道路占用許可、行政財産使用許可申請書等の写し
- (4) その他、県防犯協会が必要と認める書類

(助成金交付の決定)

第6条 県防犯協会は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付が適切であると認めたときは、申請者が指定する口座に助成金を振り込むこととする。

(助成金の返還)

第7条 県防犯協会は、申請者が虚偽の申告又は不正な方法により助成金の交付を受けたときは、申請者に助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(申請者の努力義務)

第8条 申請者は、本事業の趣旨を十分理解し、機器の設置に当たっては、滋賀県警察がホームページに公開する「犯罪発生マップ」を参考に所轄警察署と連携し、地域住民の意向を反映するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、2022年6月1日から施行する。

（公社）滋賀県防犯協会長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号



青色回転灯と啓発看板の設置に対する助成金交付申請書

青色回転灯と啓発看板の設置に対する助成金交付申請要綱第5条に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

設置場所	住所（路線名）			
	設置物件			
道路占用許可等	有・無	許可名 許可番号等		
管理者	住所			
	氏名（団体代表者） (連絡番号)			
青色回転灯・啓発 看板の機器購入額	機器代金			円
	取付費			円
	合 計			円
振 込 先	金融機関名		支店名	
	振込口座	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

- 注：1 申請の際は、設置した場所がわかる位置図、設置状況がわかる写真（設置場所周囲を含めた全体の様子を撮影したものと機器の設置状況を近接撮影したものの2種類）、領収書の写し、道路占用許可等の写しを疎明資料として添付してください。
2 詳細、不明な点については申請書提出までに県防犯協会に問い合わせてください。